



**資 料 提 供**

平成 30 年 10 月 24 日  
 課名 広島県観光課  
 担当者 山本  
 内線 3387  
 直通電話 082-513-3388

## 観光で西日本を元気に!! 「13 府県ふっこう周遊割」 の実施期間延長について

本県では、国の「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金（広島県配分額約 4.8 億円）」を活用し、13 府県※が連携して周遊等を促進するための「観光で西日本を元気に!! 『13 府県ふっこう周遊割』」に取り組んでおりますが、この度、国との調整が整ったことから、次のとおり、実施期間を延長することとしました。

※岐阜県，京都府（京都市を除く），兵庫県，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県，福岡県

### 1 実施期間延長の内容

変 更 後	現 行
8 月 31 日～平成 31 年 1 月 31 日	8 月 31 日～11 月 30 日

※実施期間内であっても、予算がなくなり次第終了します。

### 2 延長する理由

- ・ 13 府県ふっこう周遊割に取り組む各府県からの申し入れにより、国が平成 31 年 1 月末までの期間延長を認めたため。
- ・ 宿泊施設の稼働率の低い冬季の宿泊需要を喚起するため。

#### 【参考】制度内容（補助率：国費 10/10）

区 分	内 容	補助上限額
周遊旅行の促進	13 府県において、2 連泊以上の宿泊を行った場合、本県の宿泊施設における宿泊料金の一部を支援 ①企画旅行 ②指定宿泊施設 ③旅行者による申請	6,000 円 /人・泊
ボランティア活動の促進	県内被災地域におけるボランティア登録者が、県内で 2 泊以上の宿泊を行った場合、宿泊料金を支援	6,000 円 /人・泊
代替交通手段の活用による旅行促進	観光地に被害が少ないものの、観光地に至る幹線交通機関の寸断を背景に風評被害が生じる恐れがある地域において、公共交通事業者等が当該地域に発着する代替輸送手段を用意し、かつ低廉な料金を設定した場合に、正規料金との差額を支援	正規料金の 40%